

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-57）、MOX燃料加工施設（1-57）」

2. 日時：令和3年8月26日（木） 13時30分～16時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、上出安全審査官、藤原安全審査官、大岡安全審査専門職、高梨安全審査専門職、武田安全審査専門職、森野安全審査専門職、清水係員

日本原燃(株)

村野 理事 再処理事業部副事業部長 他25名

東京電力ホールディングス(株)

サイクル技術グループマネージャー 他1名

関西電力(株) 原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループリーダー

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 担当

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ 担当

九州電力株式会社 テクニカルソリューション総括本部

土木建築部 原子力土木建築部長

三菱重工業(株)

原子力セグメント 安全高度化対策推進部 主幹プロジェクト統括

大成建設(株) 原子力本部 原子力構造技術部 専任部長代理 他1名

#### 5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、設計及び工事の計画の認可申請及び変更認可申請（以下「設工認申請」という。）について、当日提出資料に基づき説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

- ・地盤モデルの設定及び飛来物防護ネットの耐震評価について、これまでの審査会合での議論の経緯をそれぞれ明確にしたうえで、対応方針を整理すること。
- ・飛来物防護ネットの耐震評価については、設計方針及び設計体系において液状化評価の位置づけを明確にすること。また、評価の進捗状況や今

後見直す予定である評価項目について明確にすること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他

### 提出資料

「設工認申請に係る対応状況」

### 参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)